

## 宮城県指定構造計算適合性判定機関検査・監督要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の17の規定に基づき、知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に対し、構造計算適合性判定の業務に関して必要な報告を求め、又はその職員に判定機関の事務所に立ち入り、検査させることについて、必要な事項を定めるとともに、当該報告又は検査に基づいて行うこととなる判定機関に対する処分等について、基準を定めるものである。

#### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督処分 法第77条の35の16の規定に基づく監督命令並びに法第77条の35の19の規定に基づく指定の取消し及び構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止（以下「業務停止」という。）をいう。
- (2) 文書注意 監督処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。
- (3) 監督処分等 監督処分及び文書注意をいう。
- (4) 制限業種 次に掲げる業種（国，都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務，工事の指導監督，手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし，建築物に関する調査，鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業，造園工事業，さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業，不動産代理・仲介業，不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (5) 特定支配関係 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第136条の2の14第1項に規定する特定支配関係をいう。

## 第2章 報告・検査

(定期報告)

第3条 知事は、判定機関に対し、次の各号に掲げる報告の内容について、それぞれ当該各号に掲げる期目までに報告を求めるものとする。

- (1) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの 当該事業年度の開始前
- (2) 毎事業年度の事業報告書及び収支決算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの 当該事業年度の終了後3月以内
- (3) 判定機関が監視委員会を設けている場合にあつては、監視委員会が四半期ごとに行う業務の報告 監視委員会の業務終了後30日以内
- (4) 毎事業年度及び当該事業年度以後3か年度の、その判定機関が指定を受けている県ごと及び全体の予定構造計算適合性判定件数 当該事業年度の開始前

2 知事は、前項の規定にかかわらず、判定機関に対し、必要に応じて、前項各号に掲げる内容について、随時報告を求めることができるものとする。

(その他の報告)

第4条 知事は、判定機関に対し、判定機関が法人である場合であつて、その役員に変更があつたときは、その旨を記載した書類に次に掲げる書類を添えて、これを報告することを求めるものとする。ただし、第4号に掲げる書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 新たに役員となった者の氏名及び略歴
- (3) 新たに役員となった者が法第77条の35の3第1号（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。以下同じ。）及び第2号に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (4) 新たに役員となった者が法第77条の35の3第1号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

2 前項のほか、知事は、判定機関に対し、判定機関が法人である場合であつて、別表1の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に当該法人に所属していた者を含む。）の割合が3分の1を超えることになるときは、その旨を報告することを求めるものとする。

- 3 知事は、判定機関に対し、判定機関が株式会社である場合であって、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人の保有する当該判定機関の議決権の数の合計が当該判定機関の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）の議決権の3分の1を超えることになるときは、その旨を報告することを求めるものとする。
- 4 知事は、判定機関に対し、判定機関が株式会社である場合であって、株主又は出資の変更その他の事由により新たに総株主の議決権の100分の5以上を有することになった者があるときは、その旨を記載した書類にその者の氏名又は名称、住所及びその有する議決権の数を記載した書類を添えて、これを報告することを求めるものとする。
- 5 知事は、判定機関に対し、判定機関の株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する者に限る。以下同じ。）、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者又は当該株主が特定支配関係を有する者のいずれかに制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合であって、当該株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者及び当該株主が特定支配関係を有する者が保有している当該判定機関の議決権の数の合計が当該判定機関の総株主の議決権の3分の1を超えることになるときは、その旨を報告することを求めるものとする。
- 6 前3項の規定は、判定機関が有限会社である場合において準用する。

（立入検査）

第5条 知事が指名する職員は、毎年度1回以上判定機関の事務所に立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問するものとする。

### 第3章 監督処分等

（監督処分等）

第6条 知事は、前章の報告・検査の内容その他の事由により、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第77条の35の16の規定に基づき監督上必要な命令を行うものとする。

- 2 知事は、法第77条の35の19第1項の規定に該当すると判断した場合にあっては速やかに指定を取り消し、また、同条第2項の規定に該当すると判断した場合にあってはその内容に応じて指定の取消し又は業務停止の命令を行うものとする。
- 3 知事は、前2項に該当しないものの、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施の確保等のために必要があると認めるときは、文書注意を行うものとする。

- 4 第2項の規定により、業務停止の命令を受けた判定機関が業務停止の期間中に行えない行為は、別表2のとおりとする。
- 5 第1項から第2項の規定にかかわらず、次の第1号から第3号までに掲げる場合にあっては監督処分を留保することができる。
  - (1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
  - (2) 構造計算適合性判定に係る物件の建築主その他の消費者の保護のため、特に必要な場合
  - (3) 監督処分に係る行為が民事訴訟等の係争中であり、裁判等の結果を参酌する必要がある場合
- 6 第1項から第2項の規定にかかわらず、監督処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、法令遵守の状況等が伺える場合にあっては、監督処分をしないことができる。ただし、行為の性質上発覚するまでに相当の期間を要するような特別な事情がある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。
- 7 前項において、第5項により監督処分を留保した場合にあっては、当該留保に係る期間については考慮しない。

(監督処分に係る手続)

第7条 知事は、当該監督処分の伝達を書面で行うときは、判定機関に対し、行政不服審査法に基づく不服申立てができる旨を教示しなければならない。

(監督処分等の種類及び内容)

第8条 監督処分等は、別紙「監督処分等の軽重判断フロー」のとおり行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成20年2月20日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

法人の区分	制限対象者
一般財団法人 (公益財団法人を含む)	評議員及び理事
一般社団法人 (公益社団法人を含む。以下同じ)	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
有限会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
中間法人	理事及び社員

別表 2 (第 6 条関係)

業務停止期間中は行えない行為
(1) 新たな構造計算適合性判定及びそれに係る契約並びにそれらに付随する行為
(2) 監督処分を受ける前に締結された構造計算適合性判定に係る契約の変更であつて、構造計算適合性判定業務の追加に係るもの (構造計算適合性判定の業務上特に必要があると認められるものを除く。)
(3) 前 2 号及び業務停止期間満了後における新たな構造計算適合性判定に係る契約の締結に関連する交渉等

別紙 監督処分等の軽重判断フロー

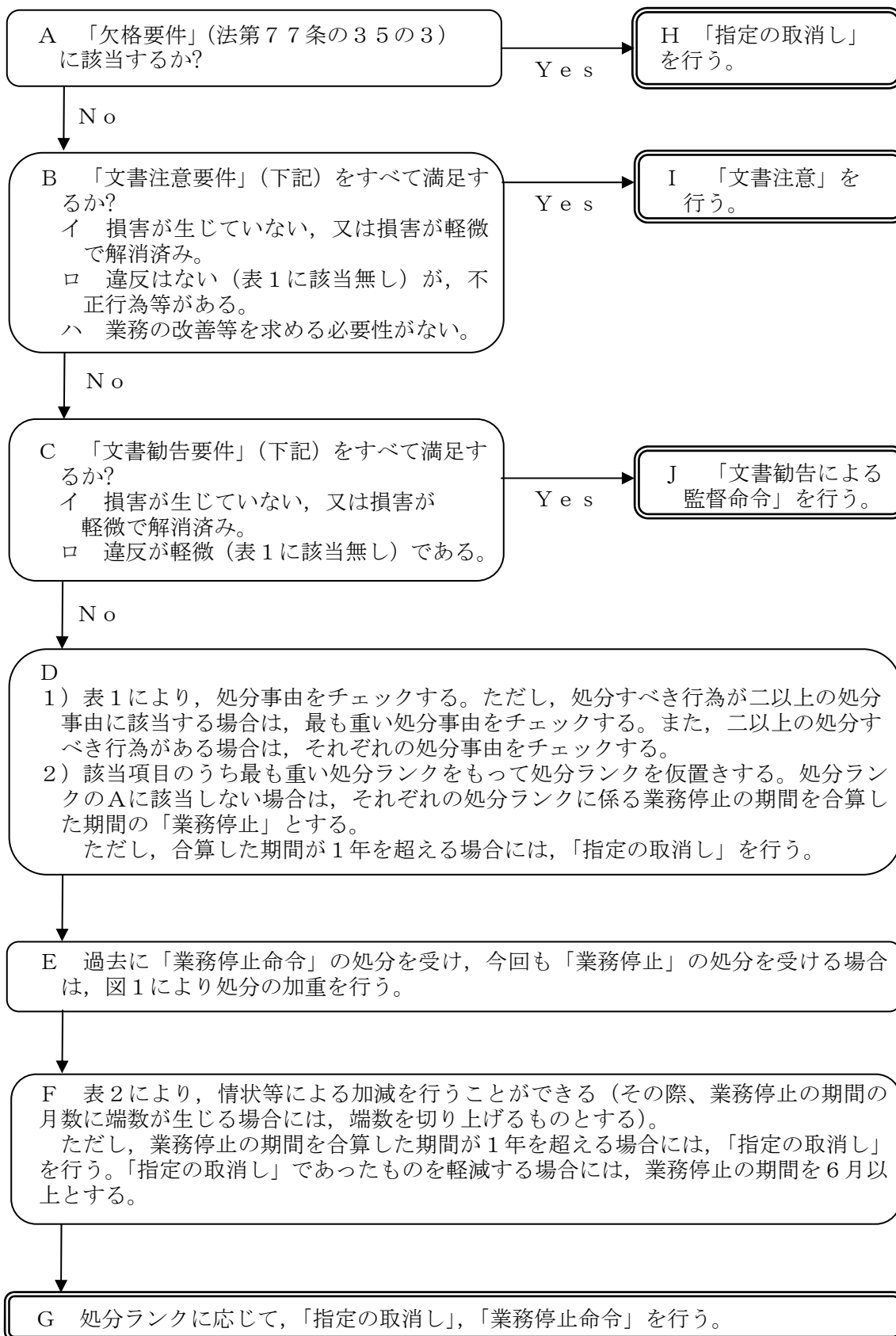


表1 処分ランク一覧

No.	監督処分事由			処分 ランク
	関係 法令	関係条項	処分事由内容	
1	建築 基準 法 77 の 35 の 19 ②一	6 の 3 ④, 1 8 ⑦	判定結果通知の期限内履行義務違反	D
2		6 の 3 ⑤, 1 8 ⑧	建築主への判定期間延長通知義務違反	D
3		6 の 3 ⑥, 1 8 ⑨	特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない旨の通知義務違反	D
4		18 の 3 ③	確認審査等に関する指針によらない構造計算適合性判定（「77 の 35 の 19 ②五その他①」に係るものを除く。）	D
5		77 の 35 の 5 ②, 77 の 35 の 8 ②③	名称等の変更の届出義務違反	D
6		77 の 35 の 6 ①	業務区域の増減の無認可	D
7		77 の 35 の 9 ①	構造計算適合性判定員以外の者による構造計算適合性判定の実施	C
8		77 の 35 の 9 ②	構造計算適合性判定員の国土交通省令要件具備者からの選任義務違反	C
9		77 の 35 の 9 ③	構造計算適合性判定員の選任又は解任の届出義務違反	D
10		77 の 35 の 11	判定の義務違反	C
11		77 の 35 の 13 ～15	業務区域等の掲示・帳簿の備付け・書類保存・書類閲覧義務違反	D
12		77 の 35 の 18 ①	構造計算適合性判定業務の休廃止の届出義務違反	D
13	77 の 35 の 19 ②二	77 の 35 の 10 ①	秘密保持義務違反	B
14		77 の 35 の 12 ①	その他構造計算適合性判定業務規程によらない構造計算適合性判定	C
15	77 の 35 の 19 ②三	77 の 35 の 9 ④	役員等構成の基準不適合に伴う構造計算適合性判定員解任命令に違反	A
16		77 の 35 の 12 ③	構造計算適合性判定業務規程の変更命令違反	A
17		77 の 35 の 16 ①	構造計算適合性判定業務に関する監督命令違反	A
18	77 の 35 の 19 ②四	77 の 35 の 4 ①二	構造計算適合性判定業務の実実施計画に係る基準への不適合	C
19		77 の 35 の 4 ①四	経理的及び技術的基礎に係る基準への不適合	C
20		77 の 35 の 4 ①五	①代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る構造計算適合性判定の実施	B

21			②構造計算適合性判定員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る構造計算適合性判定への従事	B
22			③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B
23		77の35の4 ①六	指定確認検査機関として求めなければならない構造計算適合性判定の禁止違反	A
24		77の35の4 ①七	機関としての制限業種の実施等	A
25		77の35の4 ①八	構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C
26	77の 35の 19 ②五	77の35の17 ①	①構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C
27			②構造計算適合性判定の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C
28			③構造計算適合性判定の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C
29		77の35の19 ②	業務停止命令違反	A
30		その他	①法第6条の3第1項の構造計算適合性判定における著しく不適切な判断（※1）	A～ D
31			②その他構造計算適合性判定の業務に関する著しく不適当な行為	C
32	77の 35の 19 ②六	77の35の3 等	不正な手段により指定を受けたとき	A

※1 具体的な監督処分の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定する。

### 凡例

処分ランク	監督処分内容
A	指定の取消し
B	業務停止命令 6月
C	業務停止命令 3月
D	業務停止命令 1月



表2 情状等による加減

情状等の事由		監督処分内容の増減
処分を加重すべき場合	①重大な悪意又は害意に基づく行為である場合	イ 次に該当する場合 3倍 (a) ①から②に該当する場合 (b) ③から⑦の2以上に該当する場合 (c) ③から⑦のいずれかに該当し、かつ、程度が重大である場合 ロ 次に該当する場合 2倍 (d) ③から⑦のいずれかに該当する場合 (e) 故意による場合 (①を除く) ハ 故意によるもので、処分ランクBに該当する場合 取消し
	②暴力的行為又は詐欺的行為である場合	
	③法令違反の状態が長期にわたる場合	
	④常習的に行っている場合	
	⑤罰金の刑に処せられた場合	
	⑥悔悛の情が見られない場合	
	⑦その他情状等を加味する必要がある場合	
処分を軽減できる場合	①違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害又はその発生の可能性がない場合	ニ 次に該当する場合 3分の2 (g) ①から⑥のいずれかに該当する場合 ホ 次に該当する場合 3分の1 (h) ①から⑥の2以上に該当する場合
	②違反行為につき未遂で終わった場合	
	③災害や指定構造計算適合性判定機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	
	④処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合	
	⑤積極的かつ速やかに違反是正・損害補填等を行った場合	
	⑥その他情状等を加味する必要がある場合	

図1 過去に「業務停止命令」の処分を受け、今回も「業務停止命令」の処分を受ける場合の加重

